省　令

○厚生労働省令第十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

厚生労働大臣　根本　匠

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金の範囲に関する特例） **第七条**　当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び」とあるのは「、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料及び」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項の同項第二号に掲げる額に加えた額を除く。）とすることにより行うものとする。 一～九　（略） ２　当分の間、第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び労災保険法」とあるのは「、労災保険法」と、「を除く」とあるのは「、東北地方太平洋沖地震に係るもの及び労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項の規定により同項第二号に掲げる額に加えた額として支給されたものを除く」と読み替えるものとする。 **附　則** この省令は、公布の日から施行する。	**附　則** （東北地方太平洋沖地震に伴う法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例） **第七条**　当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「及び」とあるのは「、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料及び」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額とすることにより行うものとする。 一～九　（略） ２　当分の間、第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び労災保険法」とあるのは「、同法」と、「労災保険法の」とあるのは「同法の」と、「を除く」とあるのは「及び東北地方太平洋沖地震に係るものを除く」と読み替えるものとする。

○国土交通省令第十二号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九十四条第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

旅客自動車運送事業等報告規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第二表中

「

道路使用料	

」を

「

道路使用料	
手数料等	

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考　１　事業の種別ごとに別葉とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

２　手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。